

保護者 各位

船橋市長 松戸 徹  
(公 印 省 略)

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等の臨時休園について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月8日付船保認第91号「緊急事態宣言に伴う保育所等の児童の受け入れ縮小について」において、保護者の皆様に登園自粛等の協力をお願いをいたしました。その後、市内での患者は増加しており、特に感染経路が不明な方が増えています。

保育所等においては、このような厳しい環境の中、必要な感染対策を行い、受け入れ縮小等を行いながら保育を続けてまいりましたが、家庭に比べて感染リスクが高いこと、万が一、感染者が発生した場合には、園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあることから、児童及び保護者並びに保育所等職員の安全を第一に考え、下記のとおり保育所等を臨時休園することといたします。

保護者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、臨時休園期間の家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休園期間

令和2年4月21日（火）から緊急事態宣言が解除されるまで

#### 2 各施設における対応

保育所等は原則として臨時休園いたしますが、医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方、事情により家庭での保育が特に困難な方等については、各施設で保育を行います。利用を希望する方は「臨時休園に伴う保育利用申込書」を令和2年4月20日（月）までに在籍する施設へご提出ください。申込書は市ホームページよりダウンロードできます。

期限までに提出できない場合や、提出後に変更が生じた場合は、各施設へご相談ください。なお、すでに同様の書類を施設に提出されている場合は、施設からの指示に従ってください。

### 3 保育料の減免

これまでの登園自粛分とあわせまして、臨時休園期間中に施設を利用しなかった日数分の保育料は減免します。

詳細につきましては、後日、ご案内いたします。

### 4 その他

臨時休園による家庭での保育の協力要請について勤務先への文書が必要な場合は、「事業者向け協力要請」をご利用ください。

市ホームページよりダウンロードができます。

※状況が変化した場合、改めてお知らせいたします。